

関島社会保険労務士事務所便り

2010年
8月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話 : 03-3609-7668

FAX : 03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



労災隠しと企業の責任

「作業中に腰に激痛が走り1カ月余り会社を休んだ。会社の上司から医療費は健康保険を使い、休業中の賃金は健康保険の傷病手当を請求するよう言われた。労災隠しではないですか？」という相談を受けました。

労災として扱えば、医療費は全額労災保険が負担し本人負担はありません。休業補償も健保は3分の2ですが、労災は8割が補償され、休んだ最初の3日間（待期期間）は会社に休業手当の支払義務が発生します。

腰痛になったときの状況を聞くと次のことが本人から話されました。

- ① 親会社の製造現場に出向し、そこで発生したものであること。
- ② 製造現場での作業は部品棚から部品を集めて箱につめ、その箱をベルトコンベアーに載せる作業で、その作業中に腰に激痛が走り動けなくなったこと。
- ③ その作業には20数日前から就いており、この間、連日の残業と休日出勤で残業時間は1カ月の残業規制45時間を超えていたこと。

腰痛の場合の労災認定基準

腰痛における労災か否かの判断について

厚生労働省は「業務上腰痛の認定基準」を定めています。

この認定基準で労災として認められる腰痛には2通りのタイプがあり、1つは業務中のぎっくり腰など突発的の出来事や腰部に作用した力が腰痛を著しく増悪させた場合です。もう1つは、重量物を取り扱う業務や不自然な姿勢を余儀なくされる作業、同一作業姿勢を持続される等、腰部に過度な負担のかかる業務に一定期間従事した場合です。

相談者の場合は、業務中に発生した腰痛であり、業務起因性が極めてつよく、会社に労災隠しの意図があるものといえます。

労災か否かの判断は労基署にある

相談者の会社の上司としては親会社への出向中の事故であり、親会社に迷惑がかからないようにしたものと思われます。

しかし、労災か否かの判断は労働基準監督署が行うものです。しかも、労災保険の申請は被災労働者が行うもので、会社の証明がなくても労働基準監督署は受け付け、会社に調査に入ります。

企業の労災隠しは、その実行者とともに会社も処罰されますので注意が必要です。

障害年金の初診日

障害年金を請求するには、その障害の原因となった傷病の初診日を特定することが必要です。その日がいつで、どの病院かを特定し、何らかの証明によって裏付ける必要があります。それは、障害年金の初診日には大きな意味が与えられているからです。

初診日のもつ重要な内容

① 国年か厚年かの判断基準日

障害の原因となった傷病の初診日に、国民年金に加入している場合は障害基礎年金が、厚生年金に加入している場合は障害厚生年金が支給対象になります。

② 保険料納付要件の判断基準日

初診日の前々月までに、決められた月数以上の保険料が納付されているか否かが判断されます。

③ 障害認定日の基準日

障害年金が受けられる状態にあるかどうかを判断する障害認定日は、20歳前障害を除き、初診日から1年6カ月を経過した日までの間になります。

なお、この間に障害等級に該当しない状態であっても、その後65歳に達するまでに重くなったときは事後重症障害として請求できます。

障害の初診日とは

年金法では、初診日とは障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日とされています。病院を変えた場合、通院先の初診日ではなく、はじめに行った病院の初診日です。本当に障害の初診日だというためには、「その傷病で前に診てもらった病院」があってはいけないということです。

初診日がいつだったかは不明なことが多く、病院についてもその前の病院、あ

るいはそのまた前の病院と調べていかなければならないことがあります。

初診日はその証明が必要

初診日が特定できた場合、その初診日を証明するものが必要となります。証明書類としては、医師が作成する診断書などの証明書がもっとも有効です。

ところが、診療録（カルテ）の保存期間は5年と定められています。初めは症状が軽かったなどということから受診しないでいるうちに、カルテの保存期限が切れて廃棄されていることがあります。

大きな病院などでは5年以上保存している場合もありますが、カルテがないときでも初診日を証明できる方法はいろいろありますのでご相談ください。

初診日の例外

- ① 知的障害（精神遅滞）については、初診日の証明は必要ありません。
- ② 診療を受けて症状が良くなったので社会復帰し、かなりの期間それが続いていたが、再び症状が悪化して障害の状態に戻ったようなときは、再発後の初診日で請求できることがあります。これを「社会的治癒」と言います。
- ③ 余りに古い時期（数十年前）の初診日については、本人の申立によることもやむを得ない、という通達（昭和37年）があります。

給与や賞与からの減給の制裁

ある球団の2軍プロ野球選手への「遅刻1分につき1000円の罰金」が話題となっていますが、当社では、ある従業員の遅刻に困っています。従業員の給与や賞与から「遅刻30分につき減給1万円」といった制裁を課すことは可能でしょうか。

◆ 労働基準法の規定

遅刻や欠勤についてはその時間分の賃金を控除することができます。

しかし、欠勤した時間分を上回る賃金控除は制裁として扱われます。この制裁については、労働基準法第91条に次の規定があり、注意が必要です。

「労働者にたいして減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金総額の10分の1を超えてはならない。」

従業員に対してこの規定を超えて減給の制裁を課すことはできません。

◆ 1回の事案に対して半日分以内

ここで規定されている「1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならない」とは、「1回の事案に対しては、減給の総額が平均賃金の半額以内」でなければならないということです。事の性質が重大であり、厳重な制裁を課すべきと考えられる場合であっても1回の事案について、平均賃金の半日分を何日もわたって減額することは許されないこととなります。1日に2つの制裁事由がある場合には、それぞれに平均賃金の半額ずつを減額することができます。

なお、制裁を課す場合、就業規則などに記載があり、その制裁に客観的な合理性が

あることも必要です。

◆ 総額は10分の1以内

次に、「総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない」とは、「一賃金支払期に発生した数事案に対する減給の総額が、当該賃金支払期における賃金の総額の10分の1以内でなければならない」ということです。一賃金支払期における制裁事由が多いために賃金総額の10分の1を超えて減給の制裁を行う必要が生じた場合は、その部分については次の賃金支払期に延ばさなければなりません。

◆ 賞与も賃金 同様に扱われる

賞与から減給の制裁を行う場合ですが、賞与も労基法上の賃金であり、この規定の対象になります。

総額とは個人別の賞与額と解されており、1つの制裁事案について減給できる1回の額は、あくまでも労基法第12条で定める平均賃金（原則として過去3か月の賃金総額をその期間の総暦日数で割った額）の半額しか認められません。

なお、賞与において個人別考査を行う場合、労基法第91条があるところから、減額評価は制裁の意味をもっており、10%を大幅に超える賞与減額は紛争の元になることがあり、慎重に行う必要があります。

●労働審判の申立件数が過去最高に

最高裁判所は、2009年における労働審判の申立件数が3,468件となり、過去最高となったと発表した。労働審判制度は2006年4月にスタートしたが、4年で約4倍の伸びとなった。内容別の内訳は、地位確認（解雇等）1,701件、賃金・手当1,059件、退職金205件などとなっている。（7月29日）

●たばこ臭いと扇風機、パワハラ146万円

「たばこ臭い」として真冬などに至近距離から扇風機をあてられるなどのパワーハラスメント（職権による人権侵害）を受けたとして、外資系消費者金融「日本ファンド」（東京都品川区）の契約社員3人が、同社や元部長の男性に慰謝料などを求めた訴訟の判決が東京地裁であった。石井浩裁判長は「嫌がらせ目的で不快感を与え続け、著しい精神的苦痛を与えた」とパワハラを認定し、同社と元部長に計約146万円の支払いを命じた。（7月28日）

●「第3号被保険者」喪失後の未納分請求へ

長妻厚生労働大臣は、国民年金の第3号被保険者であるサラリーマンの妻が就職するなどして、収入が130万円を超えているにもかかわらず第3号被保険者の資格喪失を届け出ず、記録上は「第3号」のままになっている事例が多くみられることから、実態調査を行い、時効にかからない未納保険料（過去2年分）の支払いを求めていく方針を明らかにした。（7月21日）

●健康診断で「うつ病検査義務化」見送りへ

厚生労働省の「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」が報告書案をまとめ、問診票にストレスに関する項目（睡眠、食欲、倦怠感など）

を追加するよう求めたものの、当初検討されていた、健康診断時のいわゆる「うつ病検査」（精神疾患調査）の義務化は見送られることが明らかになった。（7月15日）

●「緊急人材育成・就職支援基金」恒久化

厚生労働省は、昨年7月から実施している「緊急人材育成・就職支援基金」（失業者が国から生活費を受けながら職業訓練に取り組む2010年度までの時限措置）について、2011年度から恒久措置とし、支給する生活費を10万5,000円（現在は原則10万円）とする方針を明らかにした。（7月15日）

●最低賃金が生活保護以下地域12都道府県

厚生労働省は、最低賃金が生活保護の水準を下回っている地域が、昨秋から2県（秋田、千葉）増加して12都道府県になったと発表した。該当地域は、北海道、青森、秋田、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、京都、兵庫、広島。（7月15日）

●「高齢者になっても働きたい」が6割

高年齢者の6割近くが、65歳以上の高齢者になっても働きたいと考えていることが、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査で明らかになった。男性に限ると、約7割が65歳以上まで働きたいと答え、経済的な理由から就労している高年齢者が最も多かった。（7月5日）

